

文化審議会国語分科会日本語教育小委員会（第112回）議事録

令和4年6月21日（火）
15時00分～17時00分
WEB会議

〔出席者〕

（委員）是川委員、近藤委員、島田委員、仙田委員、戸田委員、永田委員、長山委員、西村委員、根岸委員、浜田委員、札幌委員、真嶋委員、松岡委員、村田委員、山口委員
（計15名）

（文化庁）圓入国語課長、堀国語課長補佐、伊藤補佐、相田日本語教育評価専門官、三浦地域日本語教育推進室室長補佐、増田日本語教育調査官、北村日本語教育専門職、松井日本語教育調査官、ほか関係官

〔配布資料〕

- 1 第111回日本語教育小委員会議事録（案）
- 2 「地域における日本語教育の在り方について」（論点整理）
- 3 ヒアリング資料①山梨県
- 4 ヒアリング資料②静岡県浜松市
- 5 ヒアリング資料③難民事業本部・（公社）国際日本語普及協会
- 6 「日本語教育の参照枠」補遺版の検討に関するワーキンググループの進め方について

〔参考資料〕

- 1 日本語教育小委員会（第22期）における審議内容について
- 2 日本語教育関係 参考データ集
- 3 令和2年度地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業事例報告書
- 4 難民等に対する日本語教育事業関連資料

〔経過概要〕

- 1 事務局から定足数を満たしていることと配布資料の確認があった。
- 2 配布資料2「地域における日本語教育の在り方について」（論点整理）の説明があり、意見交換を行った。
- 3 配布資料3に基づき、山梨県から空白地域解消を目的とした日本語教育機関と連携する体制づくりについて発表があり、質疑応答を行った。
- 4 配布資料4に基づき、静岡県浜松市から浜松市の日本語教育施策について発表があり、質疑応答を行った。
- 5 配布資料5に基づき、公益社団法人国際日本語普及協会から難民等に対する日本語教育について発表があり、質疑応答を行った。
- 6 配布資料6「日本語教育の参照枠」補遺版の検討に関するワーキンググループの進め方についてワーキンググループ座長の島田委員から報告があった。
- 7 次回の日本語教育小委員会は8月22日（月）午後1時から開催予定、「日本語教育の参照枠」補遺版の検討に関するワーキンググループは、7月15日（金）午後3時から開催予定であることを確認した。
- 8 資料説明等の内容は以下のとおりである。

○浜田主査

定刻となりましたので、ただいまから第112回日本語教育小委員会を開会いたします。本日は御多用のところ御出席いただきまして誠にありがとうございます。新型コロナウイルス感染防止のため、オンラインでのウェブ会議としての開催となります。何かと御不便をおかけいたしますが、よろしく願いいたします。また、傍聴の方々もオンラインでこの会議を御覧になられていることを御承知おきください。

議事に入る前に定足数と配布資料の確認をお願いしたいと思います。事務局、お願いいたします。

○増田日本語教育調査官

本日、委員総数16名に対し15名の委員の皆様にご出席いただいております。ありがとうございます。開催に必要な半数を超えておりますので、定足数は満たしております。

配布資料ですが、文化庁のホームページに掲載しております。資料が6点、参考資料が4点となっております。また、委員限りの机上配布資料といたしまして、「『地域における日本語教育の在り方について』（審議経過報告）に基づく検討のたたき台」ということで別途お配りしております。

○浜田主査

それでは議事に入ります。地域における日本語教育の在り方について、前回は報告書の構成を改める点について皆様にお諮りし、お認めいただいたところでございます。配布資料2「地域における日本語教育の在り方について」（論点整理）については、その中の中心的な内容となる部分について既にお認めいただいた内容でございます。この内容につきまして現状と課題を中心に事務局でデータを集めていただいておりますが、本日はデータ整理中ということで、委員限りの資料として委員の皆様にはお手元に届いていると思います。

皆様におかれましては、お手元の資料について御確認いただき、御意見をお寄せいただければと思います。

本日は配布資料2に挙げられました論点整理を御覧いただきたいと思います。今回取りまとめます地方公共団体の日本語教育施策担当者が地域における日本語教育の体制整備を進めるに当たっての指針となるよう、必要な観点が盛り込まれているかどうかについて御意見を頂きたいと思っております。事務局から御説明をお願いいたします。

○増田日本語教育調査官

配布資料2「地域における日本語教育の在り方について（論点整理）」を御覧ください。検討事項の案を挙げさせていただきます。

ページ目の別添1を御覧ください。前回お認めいただきました「検討のためのたたき台（骨子案）」となっております。現在、事務局でこの1ポツ「地域における日本語教育の現状と課題」の5項目につきましてデータを集めて、今整理しているところでございます。

本日は2ポツ「地域における日本語教育の基本的な考え方」の点について、八つの項目が挙げられていますが、この各項目において検討すべき論点を委員の皆様において整理いただければと思っております。3「地域における日本語教育の内容」につきましては、「生活Can do」の現在までの検討状況について3ページ目に整理させていただきます。後ほど御説明申し上げたいと思っております。

1ページ目にお戻りください。2章「地域における日本語教育の基本的な考え方」ということで八つの項目を挙げております。その中に丸でそれぞれ示しておりますのが検討事項の案です。

参考資料2「日本語教育関係 参考データ集」の33ページ目から「地域における日本語教育関係」ということで、自治体、都道府県・政令市の方々に対して文化庁が行ったアンケートの結果の概要、そのポイントなどを挙げております。こういった資料を基に今回論点を挙げさせていただきますので、委員の皆様も御覧いただきまして、自治体の課題を報告に盛り込んでいくために御意見を頂ければと思います。

1ページ目に戻りまして、（1）地域における日本語教育施策の方向性については五つのポイントを挙げております。地方公共団体における日本語教育に関する基本的な方針の策定について。また二つ目、外国人等の多様なニーズを踏まえた日本語教育環境の整備について。三つ目、日本語

教師やコーディネーター等の専門性を有する人材の確保について。四つ目、地域住民の日本語教育活動への参加。最後が、地方公共団体の日本語教育推進体制の強化。このような形で、今考え得る検討事項の案をポツで並べております。

同様に（２）地域における日本語教育の実施主体、（３）対象となる学習者はこれまでの２ページ目の審議経過報告の中に含まれたものの項目を挙げております。（４）日本語能力やニーズ・学習状況等に関する調査の在り方について。こちらの３点は今回事務局から御提案させていただいているものです。（５）日本語教育プログラムの編成。これは目的・目標、日本語のレベル、教育内容・方法、学習時間の目安、日本語能力の評価、こういった項目について検討事項として論点を挙げております。（６）日本語教育人材の確保・配置。（７）日本語教育を実施するための連携体制の充実。（８）地域における日本語教育事業・施策の評価については、今期新たに委員の皆様にご指摘いただき追加された項目です。

こういった八つの観点が挙げられております。本日はこれに過不足がないか、必要なことが盛り込まれているかについて御意見を頂ければ幸いです。

続きまして、配布資料２の３ページ目を御覧ください。別添２について専門職の松井から御説明させていただきます。

○松井日本語教育調査官

別添２「『生活者としての外国人』に対する日本語教育の標準的なカリキュラム案について」の改定と『生活Can do』作成に関連する作業の実施経過について」ご説明します。

まず、事業の背景と目的ですが、日本語教育小委員会において、「標準的なカリキュラム案」の改定及び「生活Can do」の作成に係る検討に基づき、令和元年度より以下の作業を行っているところです。以下の作業というのが表１にあるところです。「標準的なカリキュラム案」の改定と「生活Can do」作成に関連する作業の実施経過です。

まず令和元年度ですが、こちらに関しましては、日本語教育の標準に関するワーキンググループにおいて国際交流基金の協力を受け、「標準的なカリキュラム案Can do（試案）」を作成しております。こちらは現在、１２６項目のCan doがございます。こちらに関しましては、「標準的なカリキュラム案」の中の言語的な行為で優先的に必要である言語行為をまず試験的に作成したということです。

続きまして令和２年度、こちらは調査研究事業においてですが、生活上の行為の事例の見直しを行いました。具体的には、外国人を対象とした実態調査を実施し、かつ、生活上の行為の事例に基づくCan doの追加の作成を行いました。令和２年度においては、「子育て・教育を行う」「働く」を除く８の大分類についてCan doを作成してきました。令和２年度につきましては３４８項目のCan doを作成いたしました。

続いて令和３年度、こちらにも調査研究ですが、生活上の行為の事例に基づくCan doの追加作成を行いました。こちらに関しましては令和２年度で作成していなかった「子育て・教育を行う」と「働く」の大分類についてのCan doの作成を行い、同時に「社会の一員となる」という分類の生活上の行為の事例が少ないことが実態調査で明らかとなりましたので、この「社会の一員となる」のCan doの追加を作成しています。同時に、作成したCan doについての質的検証の調査方法の設計も行いました。

以上、令和元年度から令和３年度にかけて、合計で７８９項目のCan doが出来ています。

今年度、令和４年度に関しましては、調査研究として、令和３年度までに作成した「生活Can do」約８００項目について質的・量的な検証を行い、精査・修正を進めていく予定です。精査・修正の結果、このCan doの数は７８９となっておりますが、こちらについては変更の可能性があるということです。

続きまして表２、生活上の行為の大分類別の「生活Can do」（案）の項目数です。「標準的なカリキュラム案」では生活上の行為の大分類として、この表の一番左側、ⅠからⅩまでの分類があります。この１０の分類ごとのCan doの数が左から２番目の行になっています。

今回の「生活Can do」（案）作成にあたって実施した実態調査で明らかになりました「人と関わる」という部分のCan doが少ないという問題に関しましては、この６１項目のCan doに加えて、「子育て」、「働く」、「自身を豊かにする」ところでも同じ趣旨のCan do

oが約80含まれております。したがって、「人と関わる」の内容に関連付けられるCand oは、全体では150程度のCand oがあることになっております。

続きまして真ん中の小分類数ですが、この10の大分類には幾つか小分類が設定されておりまして、最終的に小分類当たりのCand oの数が一番右のところになります。実態調査で明らかになりました「人と関わる」のCand oの数はここで見ますと30.5個となっております。追加したCand oに加えまして小分類数の項目の数ではある一定の数のCand oが準備できている状況です。事務局からの説明は以上です。

○浜田主査

CEFRを基に開発されました「日本語教育の参照枠」ですが、日本の実態、日本の社会の実態に合わせて、日本語の状況に合わせて、かなりいろいろな工夫をしてくださったという御説明でございます。「参照枠」のワーキングの委員の皆様で何か追加の御説明はございますか。戸田委員、お願いいたします。

○戸田委員

昨年度、「生活Cand o」の検討ワーキンググループの座長を務めた者として、補足説明をしながら御提案をしたいと思います。

ただいま松井調査官から御説明がありました、配布資料2、3ページの大分類にあるように、まず安全に安心して暮らすという基本的な生活が営めるようになるということが、言語を学ぶ重要な点、これは日本語教師の役割であります、学習者が社会の一員として自己を表現し、他者とつながることが出来るというものだと思います。

後ほど担当者より発表いたしますが、AJALTが長年関わっている難民に対する日本語教育については、行動・体験中心の生活日本語教育を行っており、このⅦあるいはⅧ、「人と関わる」「社会の一員となる」、つまり自己表現、人間関係構築のための観点を、特に定住後の生活を考えて重要視しています。日本語教育プログラムの内容が全てCand oで示し切れるものではありませんが、このCand oの数の中には今申し上げた思いが反映されているものと考えております。

○浜田主査

ありがとうございました。それでは先ほどの御説明に加えまして、配布資料2をもう一度委員の皆様には見渡していただきまして、論点を整理し、それに沿って必要なデータ・事例を追加していく観点で、足りないところ、あるいはこここの部分をもっと力を入れてというような御意見がありましたら、是非お出しいただきたいと思います。いかがでしょうか。

仙田委員、お願いいたします。

○仙田委員

私から2点申し上げたいと思います。

まず、地方公共団体における日本語教育に関する基本的な方針の策定に関してですが、皆様御承知のように、地域日本語教室はボランティアによる活動も含めて、目的や内容が多様な形態で実施されているのが現状だと思います。そうした多様な在り方を認めながら、国や地方公共団体がその責務として提供していく公的な日本語教育プログラムはこういう方向性でいくというような形を示していただくことが必要なのではないかと考えております。

もう一点、この基本的な方針の策定について事前に頂いた資料を拝見いたしますと、現在、方針の策定が既に済んでいる自治体と、検討中である自治体、未定の自治体など、混在している状況にあります。私は、日本全国を見渡したときにこのまま地域格差が広がってしまっているのではないかと心配しております。もちろん、基本方針がなくても、やれる範囲でやるという考え方もあると思います。日本語教育事業単体で見れば進んでいくのかもしれませんが、大切なことは、推進法の理念にのっとって社会全体で地域日本語教育のことを捉え、推進していくことだと思いますので、そういう方向に向かっていけるような文言なり項目がこの中に盛り込まれる必要があるのではないかと考えております。

○浜田主査

ありがとうございます。日本語教育について、散在と集住ということにかかわらず、先進地域とそうではない地域の格差がどんどん開いていっている現状がある点で、私も全く同感でございます。財政的な面でどの自治体も現在苦しい状況の中で、国としてのサポートを強化していただくことで、少し遅れている自治体についてもどんどん参加していくような流れを是非作っていただきたいと私自身も考えております。仙田委員、どうもありがとうございます。

そのほかいかがでしょうか。永田委員、お願いいたします。

○永田委員

永田です。私からは（6）の日本語教育人材の確保・配置に関して、日本語教員養成という立場で関わらせていただいております。日本語教員養成で、養成された者は多様な日本語教育現場に出ていくことが期待されており、その基礎力を付けることを目指して我々は教育しているわけですが、実際に多様な教育現場に出ていった後の初任の日本語教員のことを考えると、研修の充実が必要だと個人的には考えております。

もちろん、文化庁で日本語教育人材の養成研修カリキュラムの開発・普及事業なども行っていただいて、各種研修、初任研修なども行われていることは承知していますが、十分な研修を受けたというニーズに対して、その機会が確保されているのかどうか疑問です。研修機会が確保されていないのであれば、今後更に研修の機会を拡大することが必要だと感じているところです。

研修に関しては、日本語教育を取り巻く事情が本当に日々変化しているところで、例えば必須の教育内容に新たに加わった項目などは、以前に養成課程を修了した方はそれらは必須ではなかったために学んでいないわけです。日本語教育の質の観点を考えれば、その方々が新たに加わった項目に関して学んでいけるようにする必要があるのではないのでしょうか。さらに、先ほど「生活 C a n d o」について話がありましたが、そういう現在進行形で変化しつつあるような状況に知識あるいは技能をアップデートしていけるような研修の拡大が今後求められると思います。

○浜田主査

ありがとうございます。日本語教育人材の質と量の両方を確保していくことが、喫緊の課題かと思いますが、量を確保していくことだけではなく、日本語教師がどのようにして知識をリカレントしていく、あるいはキャリアアップを目指していくかという点で、教師になった後の研修が重要であるという御意見だったと思います。そのように働く環境を改善していくことで、日本語教師の量の確保にもつながっていくのではないかと思います。

そのほかいかがでしょうか。戸田委員、お願いいたします。

○戸田委員

永田委員の御発言に賛同いたします。特に私は（5）の日本語教育プログラムの編成の中の日本語能力の評価についてお話ししたいと思います。専門性を身に付けた日本語教師であれば、C a n d oだけではなくポートフォリオなどを活用し、振り返りを通した幅広いアセスメントを行う必要があることは当然理解していると思いますが、そのことをいま一度、評価のところに書き込む必要があるのではないかと考えております。特に研修という意味では、評価というものがどのようにデザインされ実施されていくのかを正しく理解できるような研修を行うべきではないかと考えております。

もう一つ、（1）に関わることで、先回の資料にもありましたが、生活・文化・社会情報の扱い方の中では、必要に応じて学習者となる外国人が理解できる言語でその情報を提供することが望ましいとあり、多言語による支援が示されていると思います。ワーキンググループでも検討したことで、当然のことですが、日本語教育の提供は多言語支援の代替ではなく、日本語教育と併せて多言語による支援の必要性についても触れておく必要があるかと思っております。

○浜田主査

ありがとうございます。ただいま、2の（5）の日本語能力の評価の点について、それから多言語支援について御意見を頂きました。評価については札幌委員、いかがでしょうか。

○札幌委員

戸田委員がおっしゃったように、幅広く学習者の能力を評価する、そのための指導をするという研修を行うことには大賛成です。

それとは別に、8番に、地域における日本語教育事業・施策の評価とあるのですが、これは実際に行っている日本語教育の活動について関わった人たちが振り返りをするようなことも含めての形の評価なのでしょうか。この文言からは、例えば地域の日本語教室に関わった日本語教師が自分の関わり方がよかったのかということ、主観的・客観的に、多面的に振り返り、それを教育の質の向上に向けて改善につなぐというPDCAサイクルが抜け落ちているように思うのです。そういったプログラム評価・点検については是非ここに追加していただきたいと考えております。

○浜田主査

ありがとうございます。（8）は事業又は施策の観点からの評価かと思いますが、それに加えて、教師の成長という意味でのPDCAサイクル、あるいはプログラム運営者の個別のプログラムに対する評価についても書き込むことば必要だと、そのような理解でよろしいでしょうか。

○札幌委員

そうですね。教え方がどうだったかだけではなく、幅広い観点でリソースは十分であったか、運営の方法は適切であったかという観点、プログラム評価という範囲での振り返りもここに加えていただけたらうれしいです。

○浜田主査

ありがとうございます。それでは近藤委員、お願いいたします。

○近藤委員

今回からの参加となります。よろしくをお願いいたします。

1の(3)に関わることでございますが、「生活者としての外国人」に対する日本語教育の内容等について、先ほどCandoの御提示もありましたので、一つ質問いたします。

例えば外国人や日本語学習者というイメージ、もしかしたらマイノリティーというイメージでCandoが作られているといったメッセージにならないことを希望しております。やはり人として見た場合、たまたま日本に住んでいる方々も多いわけで、対等性ということをどこかで出しているのでしょうか。外国人の方、学習者の方が日本人、母語話者を支援することも今はたくさんありますし、社会の構成員としてお互いに社会をよくする、協働する、お互い活躍していくためのCandoであってほしいと考えております。既にそういうことも考えられていたのかもしれませんが、今回からなので確認させていただければと思います。

○浜田主査

ありがとうございます。日本人と外国人が対等なコミュニティの構成員であるという大事な視点について御示唆いただいたかと思えます。

そのほかいかがでしょうか。松岡委員、お願いいたします。

○松岡委員

岩手県でも今、施策の検討が続いているところですが、法的な根拠がないため、なかなか予算化が難しいことがいつも議論になっています。国の施策としてこういうものを推進するのだということで、少し法的な根拠の必要性についても強く出していただけないかというのがお願いです。それがないと、日本語教育に関わる方たちが一生懸命プログラムを開発して教育をやり、評価をしても、結局、法的根拠がないと日本語教育は推進しても、しなくても、いいものだという話になってしまいます。私が住む外国人が少ない自治体では、やはり外国人に対する日本語教育は、どうしても優先順位が低く、やらなくてもいいという方向に行きがちな現実があります。どこかにそういう文言をこの審議会として強く出していけたらと思っております。

○浜田主査

ありがとうございます。是非ともこの報告書の中にも入れていきたいと思います。施策の推進ということで是川委員、いかがでしょうか。何か御示唆いただけることはございますか。

○是川委員

御指名いただきましてありがとうございます。

前回の会で私が発言した点とも関連しますと、調査データの有効な活用とか、そういったところから見ていく必要があると思います。施策の実施に当たってニーズを把握するわけですが、前回どういった方がどういった形で日本にいるのかを明らかにしていくべきではないかというお話をしたかと思えます。

改めましてその点についてもう一步進めて申し上げますと、特別な調査等を実施するといったことはなかなか難しいケースもあると思いますので、最低限、自治体が把握している住民基本台帳にある在留外国人統計部分の国籍、在留資格、性・年齢別といったことが外枠として示される必要があると思います。年齢や家族構成、あるいは来日の経緯が大体分かるような数字が示せるだろうと思います。それによって、実際にどういう学習のニーズがあるかということ類型化して示すということであれば、新たに調査をしなくても、考え方の指針として各自自治体が現有的手持ちの資料で、どういうニーズが典型的に多くあるかということが分かる、そういう手順が分かるよう示せば有用なのではないかと思えます。

同時に、日本語教師やボランティアといった住民の側も、地方ではこれだけ人口減少も言われていて、そもそも働く人でさえ足りないと言われている中で、ボランティアといった形で関わる方もどれくらい実際に参加が見込めるのか。その辺もきちんと母数として把握しておかないと、器を作ったが実際ボランティアが出来るような人は地域にもう誰も残っていないということもあるかもしれません。あるいは今、母語話者を外国語話者が助けるといったお話も出ましたが、先に来た外国籍住民が日本語を覚えて、後から来る外国籍の住民に日本語を教えるようなケースも想定できると思えます。

そういう意味では、今いろいろと参考資料でもお調べいただいておりますが、その一步前としてどの自治体でも基本的に持っていることで、その解釈の指針をきちんと類型化して示すことが出来れば、十分調査データの有効な活用、そしてそれが施策の実施に向けての有用な情報になるのではないかと思います。

○浜田主査

ありがとうございます。データに基づいてということで、住民基本台帳のような既に行政で持っているデータが非常に重要なデータになっていくのではないかという貴重な御意見を頂きました。ただ、行政の担当者の方々に伺いますと、なかなか日本語教育を担当している部局が住基ネットにアクセスできないというお声も頂きますので、是非この報告書の中で、行政の中での連携を強化することによってそれがうまくいくようにというような提言もさせていただければありがたいかなと思えます。ありがとうございます。

委員の皆様、このほか、お気付きの点がありましたら事務局に御連絡いただきたいと思います。

それでは次に参りたいと思えます。本日は地域における日本語教育の事例ということで三つの機関・団体をお招きしております。山梨県、浜松市、そして難民に対する日本語教育事業を文化庁から委託されている難民事業本部とAJALTの皆様でございます。お忙しいところ、ヒアリングに御協力いただきまして誠にありがとうございます。

初めに、山梨県の日本語教育の体制整備に関する取組について、山梨県知事政策局外国人活躍推進グループ外国人活躍推進監、小宮山様、それから山梨県総括コーディネーター兼地域日本語教育コーディネーター、古屋様に御発表を頂きたいと思えます。15分程度ということでございます。どうぞよろしくお願いたします。

○山梨県（小宮山氏）

こんにちは。山梨県知事政策局外国人活躍推進グループの小宮山と申します。山梨県総括コーディネーター兼地域日本語教育コーディネーターの古屋玲子さんと一緒に御説明させていただきます。

まず山梨県の在留外国人の状況について御説明したいと思います。2021年の本県の外国人人口は1万7,185人となっております。割合は2.12%でございます、全国の外国人の割合は約2.3%と、本県の外国人の割合は全国の平均以下となっておりますが、外国人数では全国で26番目。本県人口が全国で42番目と少ないことから、決して本県は外国人が少ないというわけではございません。

ページの左下に本県の国籍別の割合が書いてありますが、本県では中国、ブラジル、ベトナムの順番となっております。全国では中国、韓国、ベトナムという形になっておりますので、本県では韓国籍はフィリピンに続く5番目という形になっております。

市町村別ですと、県庁所在地である甲府市が最も外国人人口が多くなっております。シェアは33%で、県民人口が甲府市は23%ということですので、県都の甲府市は外国人が多く住んでおります。ちなみににおおむね甲府市の外国人の3分の1は中国籍の方となっております。また、2番目に多い中央市ですが、ブラジル人の集住地域でございます、県内に住むブラジル人の43%が中央市に住んでおります。県民人口に占める割合が中央市は僅か4%にすぎないですが、中央市は外国人のシェアは11%という形で、かなり外国人の割合は多くなっております。

次に在留資格別を御覧ください。在留資格別では、本県では身分に基づく在留資格は約6割という形になっておりますので、これはほぼ全国の割合と同じ傾向だと認識しております。

本事業の実施前の状況ですが、県内の市町村の日本語教室の設置状況は27市町村中の7市町にとどまっておりました。また、この事業実施後には、2年間で新たに四つの市町村で日本語教室が開講したのですが、最初は1番、2番、3番、これは外国人数の順番で、1番甲府市、2番中央市、3番甲斐市の順番ですが、見てお分かりになりますように、丸が付いているところ、日本語教室が設置されているところは在留外国人が多いところに集中しておりまして、丸が付いていない空白地域には現状では日本語教室が設置されていなかったという状況になっております。

設置に二の足を踏んでいる市町村からは、予算や人員、日本語教育に係るノウハウがないという声が上がっていたところです。また、運営されている日本語教室は、一部を除き、日本語教育を専門的に学んだことがないボランティアの方が講師を務めていまして、教育の質にも非常に不安がありました。

3番の山梨県在留外国人アンケート調査結果ですが、令和元年度にアンケート調査を本県で実施したところ、日本語教室に通っていない外国人の約半数が学習したいという希望で回答していただきまして、そこで日常や仕事、基礎から学ぶことが出来る日本語など、特に生活に必要な日本語を学びたいという声が多くございました。また、教室には休日に利用が出来て、出来れば歩きとか自転車を通える場所、つまり近場で開催希望が多く寄せられたところです。

事業実施の背景ですが、ほとんどの市町村が日本語教室を設置していなかった状況ですとかアンケート結果から、山梨県としては日本語教育を推進していくためには、これまで日本語教育を受けることが出来なかった外国人に対し、学習が出来る機会・場を作った上で、ボランティア頼みの日本語教室における日本語教師の質の向上を図る必要がございました。

そこで、この課題を解決するための具体的な取組として、外国人がまず気軽に自分で通うことができ地元市町村で実施できる日本語教室を開設して、また、開設する上では専門的な知識を持つ人材による日本語教室の構築が求められてきました。そのため、身近な地域で実施する日本語教室を増やして、時間的・地理的に日本語教室に通えていない外国人が、質の高い日本語教育を受けられる環境を構築することを到達目標としたところでございます。

5、やまなし外国人活躍ビジョンの策定ですが、県では令和2年2月に外国人が活躍できる地域作りに向けた県の基本的な考えを示すとともに、県が実施する中長期的な取組の方向性を示すものとして、令和2年2月にやまなし外国人活躍ビジョンを策定し、課題解決策として、日本語でコミュニケーションが取れるように、身近な日本語教育の機会を増やすとともに、質を上げていく取組を県として明確に打ち出したところです。

6番、地域日本語教室推進事業の概要を御覧ください。この考えを受けまして、令和2年度から文化庁の補助事業を活用させていただいて、毎年、地域日本語教育推進会議を設置し、山梨県の地域日本語教育コーディネーターの配置、日本語モデル教室の実施、日本語学習支援の養成研修会を開催しているところです。そこで、地域日本語教育のコーディネーターとしてユニタス日本語学校の古屋玲子氏にお願いし、日本語教室の空白地帯での日本語教室のモデル事業の支援を現在お願いしているところです。

7番、山梨県の日本語教育の連携体制を図にしたものになりますが、山梨県はユニタス日本語学校に委託して、日本語教室のモデル事業の実施支援や、市町村やボランティア団体が実施する日本語教室についての助言や連携を取りながら、これらの内容を国でいう総合調整会議に当たる地域日本語教育推進会議に報告して、更にブラッシュアップしていく仕組みを構築したところでございます。

8番、学校法人ユニタス日本語学校の役割を御覧ください。ユニタス日本語学校は日本語教育の専門家集団でございます。プロの日本語教師が地域日本語教育コーディネーターとなることで、日本語学習の質の向上が期待できる上、日本語教育を体系的に捉えることが出来るため、学習者に合わせて適切で柔軟な対応が出来るなど、日頃から外国人に接しており、外国人を取り巻く現状や背景、異文化理解などしっかりとした基盤のもと、県としても安心して古屋コーディネーターに事業をお願いしているところです。

次ページからは、古屋玲子コーディネーターから説明させていただきます。

○山梨県（古屋氏）

古屋と申します。甲府市にあります学校法人ユニタス日本語学校の職員で、本事業におきましては山梨県総括兼地域日本語教育コーディネーターを拝命しております。

初めに、簡単に本校を紹介させていただきます。ユニタス日本語学校は1983年に創設され、今年で39年目を迎える、法務省告示校の日本語学校です。今日現在36の国と地域から集まった325名の留学生が学んでいる、国際色豊かな学校です。本校の教育プログラムや学校の様子につきましては配布資料の参考部分を御覧ください。

本校は令和2年秋より本事業の委託を受けました。地域日本語教室に携わる当初より、私どもは二つの理念を掲げて取り組んでまいりました。一つは、日本語教育の専門的知識やスキルをもって地域に貢献すること。もう一つは、誰もが偏見を持つことなく、相互に認め合う社会を作りたいということです。この考えの下、地域における日本語教室の全体像を表したものがこちらの実施方針です。教室を拠点として、広く住民同士や機関、団体がつながることにより、安心・安全で魅力ある地域、誰もが活躍できる社会作りを目指しています。

モデル教室は在住外国人、日本語教師、地域住民である日本語パートナー、自治体、コーディネーターがそれぞれの役割を持って協働で運営しています。日本語教師はその専門的知識と豊富な経験を生かし日本語を指導します。学習者が持つ日本語の力が日本語力を示す全指標のどの位置に当たるかを判断し、足りない力を補う適切な指導を行います。日本語パートナーである地域住民は、日本語学習のサポートと地域情報や生活情報の交換をします。さらに、教室は対話交流を通して互いの価値観を知ったり、個々の背景をおもんばかったりする場にもなっています。

教室では、「『生活者としての外国人』に対する日本語教育の標準的なカリキュラム案」を参考に、実生活の場面を切り取ったテーマを扱っています。行動中心アプローチに基づき、社会言語能力を向上させると同時に、言語構造能力も身に付けられるようなカリキュラムを実施しています。また、教室活動を考える際は、教室で学び、実践したことが日常生活にスムーズに接続できるかということも意識するようにしています。

地域日本語教室はこちらの図にあるような流れで進めてまいりました。資料中央②にレベル別グループによる学習と活動とありますが、グループ編成は、日本語教師とコーディネーターがインタビューにより学習者の日本語能力を評価・判断し、行いました。また、②ではグループ別タスクと学習者のレベルに応じて作成したオリジナル教材を使用し、様々な日本語レベルの学習者が集う日本語教室において、学習者自らが必要な日本語を学び運用できるよう、実践しています。

グループの日本語レベルの目安はこちらのとおりです。後ほど御覧ください。実際の教室の様子も後ほど御覧いただければと思います。

また、昨年度は社会情勢を鑑み、オンラインによる日本語教室も実施いたしました。新型コロナウイルス感染症拡大時には本校でもオンライン授業を展開しておりましたので、機材を一から準備するといったハード面での障害もなく、スムーズに移行できました。教育インフラを使用することで学習者が学びの機会を失わずにいられることも、日本語学校が地域の日本語教室に携わる利点の一つと言えると思います。

教室終了後には、学習者、日本語パートナー、自治体職員に書面とインタビューによるアンケートを実施しています。アンケート結果や参加者の声の一部を紹介しています。こちらも後ほど御覧

いただきたく存じます。

学習者からは、教室での学習が役に立った、日本語を使うことに自信が持てるようになった、教室で仲間が出来、人間関係が広がったなど、好意的な感想が聞かれる一方で、文字の読み書きやコミュニケーションの土台となる基礎的な日本語学習の必要性をまだまだ感じている学習者が多いことも分かりました。

本事業の成果と課題、今後の方向性について御説明いたします。

まず、成果といたしましては、日本語学校と連携し、そのリソースと専門性を本事業に生かすことで、本県における日本語教育の総合的な体制作り推進事業は大きく前進したことが挙げられます。また、教室意義の浸透、教室で実施されている学習の質の向上、日本語教室の設置数の増加も成果として挙げられます。本年度新設の教室を加えますと、12の市町に設置されることになります。これにより、県内在住外国人の約80%の方が、在住する市町村において日本語の学びを得る機会が確保されることとなりました。それと同時に、既存教室を抱えている市町村においても、日本語教師が関わるとともに、同じ市民として地域住民が参加するスタイルの日本語教室への関心が高まっています。また、日本語教室に参加する日本人パートナーは令和2年度は18名、令和3年度は44名と増加しており、日本人側の多文化社会理解と社会参画にもつながっています。

一方で課題も浮き彫りになってまいりました。令和2年度以降、本事業により立ち上がった教室は年間15回から20回と限定的な開催となっています。言葉の壁、心の壁があると言われる在住外国人にとっては、いつでも山梨県内どこに住んでいても日本語が学べる、そこへ行けば近所の人が温かく受け入れてくれる、安心できる場所があるという環境が大切だと考えますので、日常的に、継続的に教室が開催できる仕組み作りを次のステップとして考えていかねばなりません。また、公費負担を利用した日本語教室において一定の質を問われるのは当然のことだと考えますので、生活の日本語分野の専門性を持った教師の育成・養成も急がれます。

これらの要素を念頭に、今後は市町村間の連携やICTの活用による学習機会の広域化、又同時に、外国人を受け入れる日本人側にとっては、多様性を認め合う意識の醸成を図りつつ、山梨県における多文化共生社会の実現に邁進してまいりたいと思っております。

最後に、日本語学校及び日本語教師が地域日本語教室に関わる意義についてお話しさせていただきます。日本語学校は高い専門性を持つ専門家集団であることに加え、現場において日本語教育人材を育てる機能と役割も担っています。日本語教育人材を育て、質が担保された教育を提供し、対日本人においては、外国人と接する際の態度、言語調整、いわゆる「やさしい日本語」の模範者にもなれる。このようにトータルで地域の日本語教育に貢献できる機関であると言えます。

一方で、日本語学校に所属する日本語教師はこれまで留学生を対象とした教育が中心でした。そのメソッドは学校という限られた集団の範囲で行われているからこそ成り立つものです。今後、日本語教師は生活者のための日本語をどう捉え、どう学習者を導いていくか、さらに、学習者が自立した言語使用者として日本社会において自らの力を十分に発揮できるような未来を見据えた学びの提供について、その専門性を生かしつつ自らの学びを深め、スキルを磨いていかねばなりません。

そのためにも、「日本語教育の参照枠」とそこでうたわれている言語教育観、又今後発表が期待されている「生活Can do」を参考に実践を重ねたり、文化庁の「生活者としての外国人」に対する初任者研修に積極的に参加するなど、一層の自己研さんが必要です。そうすることで、日本語教師という職が多く自治体や関係機関に認められる存在になっていくと考えます。

また、その意欲と努力が生かされるよう、本県のように国によって適正であると認められた日本語教育機関や専門家を積極的に地域の日本語教室において役立ててもらえるような仕組み作りと都道府県をはじめとする自治体が日本語教育に十分な資金を使えるよう、より一層の財政基盤の拡充も同時に希望しております。

山梨県の発表は以上となります。御清聴ありがとうございました。

○浜田主査

ありがとうございました。

ただいまの山梨県の御発表内容について、全体に関わる質問、議論に関わる質問につきましては三つの御発表全てが終わってから伺いたいと思いますが、事実確認の簡単な質問等がございましたら頂きたいと思っております。いかがでしょうか。仙田委員、お願いいたします。

○仙田委員

大変興味深い発表を聞かせていただいております。私ども島根県でも参考にさせていただきたいところがたくさんございました。

一つ伺いたいのが、今後の方向性のところで小規模市町村単位での日本語教室の広域化ということについて触れられていました。空白地域の解消を考えたときに、この広域化という取組のやり方も一つ新しい考え方かなと思ったのですが、今の時点でのお考えとか、これを進める上の課題など、簡単でいいので御説明いただけたらうれしいです。よろしく申し上げます。

○山梨県（古屋氏）

広域化という観点から申し上げますと、ICTの活用は非常に有効ではないかなと考えております。それから県内市町村においては、経済圏が同じでも在住外国人の方の集住地域とそうではない地域が隣接しているような部分もございますので、そういったところに積極的に声をかけながら、一緒に学ぶ場を提供できるといった体制の構築も考えております。

○仙田委員

ありがとうございました。

○浜田主査

それではそのほかにつきましては又後ほど御質問いただければと思います。

続きまして、浜松市企画調整部国際課主幹、古橋様、浜松国際交流協会総括コーディネーター、内山様に御発表を頂きます。配布資料4を御覧ください。ではお願いいたします。

○浜松市（古橋氏）

浜松市国際課の古橋です。よろしくお願いいたします。

まず、本市の概況になります。本市は現在、外国人市民数が大体2万5～6千人というところでして、総人口は80万人ぐらいですので、およそ3%というのが比率になっております。1990年の改正入管法の施行を機に、ブラジル、ペルーなどの南米日系人を中心に急増した地域になりまして、現在ですとブラジルなどの南米系が大体4割強を占めていまして、近年はフィリピンやベトナムなどのアジア系の方が相対的に増えて多国籍化が進んでいる状況です。やはり定住者のまちということになりまして、永住者・定住者などの長期滞在が可能な在留資格を持っている方が全体の7割強を占めていまして、特に近年は定住化傾向が顕著になっております。就労先に関しましては輸送用機器、車やオートバイなどの工場等の製造業に従事する方が圧倒的に多い状況でして、ただ一方で近年は技能実習生も若干増加している状況になっております。

続いて下になりますが、外国人市民の意識実態調査を昨年度実施したものの抜粋になっておりまして、内容といたしましては、学習意欲は全般的に高く、かなりの方が日本語学習を希望されているところですが、一方で、会話は得意なのですが、読み書き等はかなり苦手だということは結果からも分かっております。

本市の日本語教育事業実施体制ですが、2020年2月に推進方針を策定していきまして、体制といたしましては、日本語教育に特化した学習施設ということで、外国人学習支援センターを2010年に開設しております。その施設に日本語教師の資格を持ちました総括コーディネーターですとか地域日本語教育コーディネーターを配置しております。併せて、地域日本語教育総合調整会議を設けております。

事業としては浜松国際交流協会への委託事業になっておりまして、総合調整会議からの助言等を受けながら事業を実施しております。特に重要なのはその下になるのですが、With-U-Netという団体、日本語学習支援グループの方がかなりの数いらっしゃいまして、そのうち日本語教師の方が二十数名いらっしゃいます。この方たちが市主催の日本語教室のメインで活躍していただいているところになります。

拠点施設のセンターでメインの対面型のクラスを基本やっております。併せて支援者の養成もやっております。ただ本市は市域がかなり広いものですから、近年は地域の協働センター、昔でいう公民館を活用しまして、出来るだけ多くの場所で日本語を学べるように選択肢を広げております。併せてコロナ感染拡大防止の関係もありまして、オンラインクラスも設置している状況に

なっております。

次をお願いします。日本語教育の施策に関しましては、市の多文化共生施策の指針である浜松市多文化共生都市ビジョンにおきまして、生活言語は日本語と明確に10年前から位置付けております。本市は外国人集住都市としての地域性がありますので、外国人の方はある一定数が入れ替わる還流型ではなく定住型であり、身分系の方が圧倒的です。一方で、活動系の資格の方はそんなには多くないところがございますので、推進方針としましては、基本的には日本語学習の公的保障がない身分系の方を中心とした施策を主として位置付けております。

昨年度示されました国の「日本語教育の参照枠」を受けまして、日本語学習プログラムを再構築しております。基本的に「参照枠」の6段階に対して全て対応できるような仕組みを作っております。中でもA1からB1に関しましては「生活者としての外国人」にしっかり対応いたしまして各レベル別クラスを設けております。この3レベルのクラスを全て終えますと大体500時間というところで、国の「参照枠」の活用の手引に示す想定学習時間数をしっかりクリアできる仕組みを構築しております。

続いて、教室の内容は後ほど内山さんから詳しく説明していただきますが、記載の形で実施しております。これが1期分になりますので、基本はこれを前期・後期と2期分を年間にやるということで、かなりのボリュームになっております。

参加費は無料です。受付時にレベルチェックと、最後にもチェックをやるというところで、しっかり進捗度を把握できる仕組みを整えております。教材も独自でいろいろ作っております。

現状と課題になります。大きく三つございます。

まず財政措置の関係です。本市では独自でセンター設置し、日本語教師をしっかり配置して教室を運営してございますので、かなり事業経費は掛かっております。国でも補助金や交付金等を作っておりますが、時限的であるとか、措置が十分ではないものが現状です。是非、恒常的な十分な財政措置をお願いしたいと思います。現状、市の日本語教育関係予算では、大体1億円掛かっております。

続いて二つ目ですが、人材の養成と育成です。現状、どうしても日本語教師は雇用関係ではなく謝金対応になっておりまして、人材の確保が大変困難な状況が続いております。また、支援者の方の高齢化も進んでおりまして、若い世代の方がなかなか参入しにくい状況になっております。国でもその対応をしていただいておりますが、やはり日本語教師の国家資格化、公的な身分保障、質を維持できる研修等の仕組みが必要だと思っております。また、学生が将来の選択肢として、職業として選択できるような、活躍できる環境が必要ではないかと考えております。

三つ目といたしまして、事業所の責務になります。市の調査結果ですが、実際、市内のNPO等支援団体の皆さん主催の教室などに関しては、大体6割の活動系の在留資格の方が参加しております。一方で、事業所の日本語の研修奨励は25%ぐらいにとどまっております。現在の日本語教育推進法における事業所の責務がまだ努力義務に近いところがあるように認識しておりますので、是非、より努力義務以上の責務の明確化をお願いしたいと考えております。

今後の方向性です。3点ございます。一つ目は、考え方や方向性を示しました推進方針は作っているのですが、より具体的な取組内容などがまだ欠けておりますので、今年度、客観的な日本語能力調査を今500人規模でやっております。そうしたものと、これまで実施してきました生活実態調査、あるいは在留資格等のデータ、そういったものを組み合わせて、具体的なアクションプランとして今年度中に策定いたします。

二つ目として、リニューアルいたしました日本語学習プログラムですが、またニーズ等を踏まえまして、より一層の充実を図ってまいりたいと考えております。併せて、日本語教育推進法の事業所の責務を応援する観点で、外国人材雇用事業所の方が取り組む日本語教育の内容に関する支援というところで補助金を作りましたので、それを継続したいと思っております。

三つ目といたしまして、人材の確保と育成というところで、大学との連携事業を実施しておりますので、実習等の受け入れを引き続き行って、次世代の担い手を育てたいと思っております。また、市の日本語教室にご協力いただく方々に関しましては、専門性や質の維持・担保のため、毎年度、市の方向性の説明会への出席ですとか、模擬授業の実施を必須とした更新制としております。それを引き続き継続していきたいと考えております。

将来的な理想としましては、認定日本語教育機関ということで、生活者を対象とした日本語習得は必須とされる中において、雇用関係を持った登録日本語教員が一定数配置できますと、より

持続的な運営が出来ると考えております。

私からのご説明は以上です。ここからは、総括コーディネーターの内山さんから説明いたします。

○浜松市（内山氏）

浜松市の地域日本語教育総括コーディネーターを担当しております内山夕輝と申します。浜松国際交流協会の職員で、浜松市から委託を受けて本事業をしております。少し説明をさせていただきます。

今、古橋さんからも御説明がありましたが、浜松市外国人学習支援センターというところがありまして、私は常にそこに配属されている状況です。2010年1月にこのセンターは出来ましたが、私自身は2011年4月からこちらにずっと携わっている人間です。

日本語教室をやっている教室の内容を御紹介いたします。少し記載をし忘れたのですが、こちらのセンターですが日本語学習支援の拠点でありまして、日本語教室がメインの事業ではありますが、それだけではないことを記載し忘れましたので、口頭で、今この場で言わせてください。日本語教室以外に、日本語人材養成ということでボランティア養成講座も柱の一つとしてやっております。それから重要な多文化体験とか交流というようなイベント、市民が気軽に交流できるような場作りということで、今コロナでなかなか出来ていませんが、そういうものも継続的に、定期的に行っております。更にもう一つ、地域日本語学習支援ということで、こちらは拠点ですが、もともと市内に多くのボランティア団体さんがいますので、そこと連携しながら地域全体の体制を作っていくことをやっております。それを記載するのを忘れていましたので、今補足しました。

日本語教室の内容です。初級クラスがメインですが、基本的に対面教室でやっております。初級レベルの日本語の習得を目的としていて、本当に日本語ゼロの方が初級が終わるぐらいまでということで、総合の授業後に、少しN4を意識した内容のもの、それからプロジェクトワークというアウトプットをとにかく行う時間を組み合わせてコースを作っております。市販のテキストとオリジナルテキストを組み合わせてやっております。開催日時が平日毎日午前中3時間をずっとやっていると、大体6か月ぐらいやっております。これを年間2期ということで、1期と2期の学習者は総入れ替えするという状況です。

中級は実は今年度から出来ましたので、これで確立とは到底まだ言えるものではないですが、今やらせてもらっていて、だんだんとこの後改善していく状況です。中級レベルの日本語の習得を目指してやっております。

もう一つ特徴なのが読み書きクラスというコースがありまして、こちらは日本語教師の方とボランティアの方がそれぞれ大勢の方に、毎回12人ぐらいですか、関わっていただいて、読み書きの支援をしていただくことをやっています。七つのコースに分かれていて、学習者のニーズとコーディネーターによる相談の上で、まだ平仮名からやろうねとか、漢字からやろうねということで、コースを選んでやっております。基本的にマンツーマンを目指して、ここの時間は寄り添いという形でやっております。

内容の特徴としましては、当センターはコーディネーターが配属されております。総括が1人と地域日本語教育コーディネーターが3名ということですが、全員日本語教育に関係している人間です。

それから日本語教室ですが、しっかりコースを組んで実施しており、受講前受講後のレベルチェック、これはHAJACという文化庁の委託事業で日本語コミュニケーション能力評価システムを開発したのですが、それを2012年から続けて活用しております。教室受講の費用は、無料です。託児も無料でやっております。

対象は基本的に浜松市に関わる方ということと、身分系の在留資格の方を優先に受け入れております。ただ、スペースに空きがあれば活動系の方も受け入れております。

それから日本語教室とアクティビティーを連動して動かしていて、生活に必要な体験などもここで設けてやっております。

連携ということで、多文化共生センターが浜松市にありますので、その多言語相談にすぐにつなげるような連携体制はしっかり整っております。弁護士相談などにも、必要な時にはすぐにつなげる形が出来ています。地域の大学とも連携してありまして、学生による教育実習の受入れも

していますし、これからも継続していきたいと思っております。

その他としましては、拠点は拠点としてあるのですが、時間的・地理的な学べる場を増やすということで、オンラインの教室、それから各区の協働センターを利用した教室を実施しております。各区の協働センターでやっているものに関しては、以前より市内で活動して下さっているNPOさんに委託という形でお願いしていきまして、カリキュラムの会議、振り返り、学習者の様子などは常に共有する状況でやっています。動画もやっていますので、お時間があるときに御覧ください。

それから少し紹介ですが、文化庁が「生活者としての外国人」のための日本語教育事業を2007年からされているのですが、その事業の委託を受けながらセンターの中の日本語教育プログラムを改善してきた歴史が一枚図になっていますので、見ていただけたらと思います。この事業を利用して、受入れの時の日本語能力判定のテストや、地域の教室との連携をどのようにしていこうとか、地域日本語教師をどう養成していこうなどといった事業を行ってまいりました。

市単独で、又HICEと一緒にという形で頑張ってきましたが、2019年に日本語教育に関する法律が出来まして、いよいよ市が中心になって体制作りを行うということで、今一緒に取り組んでいるという図になります。後ほど御覧いただけたらと思います。

○浜田主査

浜松市古橋様、浜松国際交流協会内山様、どうもありがとうございました。

私から一つだけ。途中で、日本語教育実態調査の中から、企業の側から日本語学習奨励が25%で低いということだったのですが、この奨励というのは具体的に例えば学習しようとしたときに何かそれに対して補助とか支援があるという意味での奨励なのか、それとも日本語を学んでほしいということなのか、その辺りはいかがでしょうか。前者だとすると結構高いのではないかという気がしたのですが。

○浜松市（内山氏）

どちらかという前者です。具体的な行動を企業がなさっているかという意味の奨励です。

25%の企業が日本語学習を奨励してくれると言っているわけですが、実は日本語教育が必要な外国人従業員がいる40%ぐらいの企業がそういう人材を抱えているにもかかわらず、全く奨励していない結果と私どもは受け止めました。

○浜田主査

ありがとうございます。そのほかよろしいでしょうか。仙田委員、お願いいたします。

○仙田委員

先ほど補助金のお話があったのですが、補助金を活用していらっしゃる事業所について何か傾向といったものがあるのでしょうか。例えば技人国の外国人を受け入れている事業所とか、分野別に介護が多いなどの傾向などがあれば教えてください。

○浜松市（古橋氏）

御質問ありがとうございます。実はまだ昨年10月に新しく設けた補助金でして、昨年度は残念ながらまだ応募がございませんでした。制度上、JLPTの2級を取った後に申請が出来るものですから、早ければ今年の試験が行われる7月以降に申請があるのではないかと期待しております。問合せはございまして、やはり介護系の施設が多いというのが現状になります。

○仙田委員

ありがとうございました。

○浜田主査

ありがとうございました。そのほかよろしいでしょうか。ではまたほかにございましたら、全体の質問の時にお願いしたいと思います。

それでは三つ目の御発表になります。文化庁委託難民に対する日本語教育事業実施団体でありま

す、アジア福祉教育財団難民事業本部業務課、西口様、国際日本語普及協会日本語教育監督者、宮下様。御発表は宮下様がしてくださるということでございます。配布資料5でございます。よろしくお願ひいたします。

○国際日本語普及協会（宮下氏）

皆様こんにちは。国際日本語普及協会の宮下と申します。資料を共有させていただきます。

本日は、アジア福祉教育財団難民事業本部RHQ支援センターで行われている、難民への定住支援プログラムの中の日本語教育についてお話する機会を頂きまして、ありがとうございます。早速御説明に入ります。

皆様御承知のように、難民への公的な日本語教育は1979年のインドシナ難民の受入れから始まりました。その後、2003年からは条約難民の定住促進プログラムが開始され、2010年から第三国定住難民の受入れが始まり、現在、RHQ支援センターではこの条約、第三国定住難民の定住支援プログラムが実施されています。

現在、センターで実施されているコースについて御説明します。条約難民向けには、昼間の時間帯に平日毎日学んで半年間で修了するコースと、平日の夜間に1年間学習するコースの2種類があります。第三国定住難民のコースは条約難民の半年コースと同じ時間割で実施され、家族で来日する難民が多いことから、学齢期の児童を対象とした子供クラスも設置されています。昼間のコースは条約難民と第三国定住難民の成人が同じクラス編成で学ぶことも多いです。これらのコースは全て1時限を45分とした、572時限のコースとなっています。

また、今年5月からは日本政府のウクライナ避難民の受入れに伴い、身寄りのない避難民に対する初期日本語教育のコースが開講しています。こちらはサバイバル、入門、初級までの最長150時間のコース、最後まで終了した段階でA1レベルの日本語力が付くことを目標としたカリキュラムが組まれています。

では、RHQ支援センターで行われている日本語教育の概要を御説明します。学習内容は大きくユニット学習と一般言語項目学習の二つに分かれており、双方に同じぐらいの時間をかけて学習しています。ユニット学習は様々なトピックを取り上げ、それに沿った活動を取り入れながら、4技能を総合的に学ぶ内容となります。一方、一般言語項目学習は文字や作文、読解、談話、文法のみなど、4技能のいずれかにフォーカスして学びます。プロソディというのは詩や歌を使った学習のことで、日本語の音やリズムに親しみ、言葉を語感で感じる表現活動を日々の授業で行っています。このほかにも街歩きやセンターの外の施設に出かけての戸外学習、近隣の地域住民との交流活動などを実施し、また、通訳を介して学ぶ生活ガイダンスは日本語教育の学習内容とリンクするものが多くあります。

ユニット学習は約20の項目から成ります。項目の数はコースに集まった難民の状況に合わせて調整されます。それぞれのユニットは右側に挙げられたような特徴を意識して構成されています。

教材の例を挙げながら少しずつ見てまいります。例えば買物、交通、健康、仕事、防災、街や工場の標識、公共施設など毎日の生活や職場で役立つ実用的なユニット、自己紹介、毎日の生活、ふるさと紹介、また、自分史など自己表現を促進するユニット、周囲の人へのインタビューや地域交流など、他者と関わり人間関係構築を図るユニットなどに分かれ、これらの学習を通して総合的なコミュニケーション力を培うことを目指しています。

ユニット学習用の教材例としては、『はじめまして にほん』という冊子教材が文化庁NEWSに公開されていますが、これをそのまま使うのではなく、各期の学習者の様子を見ながら、その状況に合わせた教師オリジナル教材を作成しています。

これは最終ユニットの教材例ですが、学習者一人一人が自分と言語、日本語との出会いを思い出し、センターでの学習内容を振り返り、自らの日本語力の伸びを言語活動のCan doによって測り、コース修了後の目標設定をする学習内容となっています。

コースの中間地点では、入所時から日本語力の伸びを自己評価する中間カウンセリングを行います。自己評価にはRHQ支援センター独自の10段階の評価基準を使います。「聞いて分かる」「読んで分かる」「二人で話す」「一人で話す」「文字を書く」「作文を書く」に分けて、それぞれの10段階のCan doの中で自分がどのレベルに達しているかを自己評価します。センターでの学習内容に沿ったCan doが多く含まれますので、学習者にとっても評価が出しやすいものになっています。また、これは授業の一環としてクラスメート全員で行う評価活動となりますので、

仲間とのやり取りにヒントを得ながら、自分の現在地を確かめています。

レベル10はおおむねCEFRのB1に相当することを意識して作られていますが、文字については独自の基準となります。この活動を通して学習者各自が自分の現在の日本語力を把握し、コース修了までの短期目標、将来的な長期目標を設定しています。コースの修了時にも同様の自己評価を行い、修了後の日本語学習をどのように継続していくか具体的に考える機会としています。

ただしコース修了時に10段階のどのレベルに達しているかは、学習者により、かなりの差があります。これは条約難民の場合は日本在住歴や日本での生活体験に大きな差があり、入所した段階で既にかかなりのレベル差があることも影響します。また、第三国定住難民の場合はゼロレベルからのスタートとなりますし、学校教育を受けた経験のない方も含まれますので、通常は5段階か6段階、CEFRでいうA2相当まで伸びたあたりでコース修了となる場合が多いです。

したがって、第三国定住難民の場合は、地域定住後も原則5年間は継続して日本語学習支援を行うことを保障し、半年ごとのフォローアップ調査でRHQの講師陣を中心とした調査員が日本語力の伸びを見ながら、学習方法をアドバイスしています。

第三国定住難民の場合、さきに御説明しましたとおり、子供向けのコースもあります。ユニット学習と一般言語項目学習に分けた学習があるのは成人と同様ですが、そのほかに教科につながる学習や生活指導に時間をかけています。コース修了近くには近隣の小学校での3週間の学校体験を行い、定住地の学校へのソフトランディングを目指しています。

マレーシアから来日する第三国定住難民の子供たちは、現地の公的な教育を受けられず、自民族のコミュニティースクールや宗教学校で学ぶか、中には学校に通った経験のない子供も含まれますので、半年間のコースを終えて定住地の学校に入学した後も、継続した支援が必要となります。

難民への定住支援プログラムにおける日本語教育は、今御説明しましたとおり、まずは初期集中日本語研修から始まり、定住地の日本語教室で学習を継続しながら、それぞれの職場や学校、地域での生活体験を積むことで自立した言語使用者になることを目指しており、これは難民のみならず、日本に定住する「生活者としての外国人」の言語習得スキームとして有効な形ではないかと考えています。

以上です。御清聴どうもありがとうございました。

○浜田主査

宮下様、どうもありがとうございました。それでは、まず事実確認の質問をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

それでは全体の質問、議論に移りたいと思います。ただいまの三つの発表に基づきまして、今回特に地域における日本語教育の在り方について御提言を頂く観点から、御質問、御意見等をお願いできればと思います。いかがでしょうか。山口委員、お願いいたします。

○山口委員

まず、山梨県での取組についてお伺いしたいと思います。私もいわゆる日本語学校、告示日本語教育機関の者として、ユニタスさんのこの取組は大変素晴らしいものだと思います。そこで、コーディネーターの古屋先生にお伺いしたいのですが、主に留学生に教えている日本語教師が地域、それも地域の実情に合わせた生活日本語を教えるために、どのような研修であるとかサポートをなさってうまくいったのか。その点をお教えいただきたい。

それから第2点としましては、オンライン授業の可能性についてです。日本語教育機関はこの2年間、様々な形でオンラインの授業を行ってきました。その中では単に対面授業の代替としてのものでなくて、オンラインだからこそ出来ることについても様々な気付きがあったらと思います。そこで、空白地帯の解消というときに、やはりオンラインによる日本語教育は非常に有効ではないかと思えます。その辺りについて山梨県の方に御意見を聞かせていただければありがたいと思います。よろしくお願いいたします。

○浜田主査

ありがとうございます。地域を日本語教師が教えるに当たってどのような研修が必要か。そしてオンライン授業の可能性ということですが、山梨県からいかがでしょうか。

○山梨県（古屋氏）

御質問ありがとうございました。

まず一つ目の、学校教育機関における日本語教師が地域の日本語教育を行う上での研修についてのようになってきたかという御質問ですが、実は私どもも本当に手探りの、初めてのことでしたので、研修をスタートしてから、研修をしてから実際の教室に向かうことが出来ませんでした。ですので、実際に地域の日本語教室に携わる講師ととことん話し合ったり、いろいろな教材であるとか文献を読んだり、そしてその上できつとこうであろうという予想を立てて、実際の教室に伺いました。

ただ、一つ私どもの中でよかった点が、本校は留学生中心の学校ではあるのですが、県内に住んでいる在住の方も本校に通っていらっしゃいます。その方々はクラスに入ったり、あるいはプライベートレッスン等で日本語を学んでいらっしゃいました。その経験から、どうやら留学生と違うであろうと、実際に住んでいる方々の日本語を学ぶ際の特徴が若干見えていましたので、それらの経験と知恵をヒントにしながらしてまいりました。ただ、実際入ってみると驚くことも多くて、講師陣とひたすら検討しながら、話し合いながら、現在もそういった形で進めているところでございます。

2点目のオンライン授業の可能性という点ですが、おっしゃるように本当に代替ではないというところで、オンラインならではのことがあるのも分かってまいりました。実際に昨年度オンライン授業をした際には、これだけではもったいないということで、様々なアプリケーションを加えながら、教室に出ていないときでも自律学習が促せるようなアプリケーションを使用いたしまして、実際の教室を行ってまいりました。

そのアプリケーションは自分一人だけでこなすのではなく、同じオンライン教室に通う仲間の様子が分かる、それからそこには地域住民の方も入っていただきましたので地域住民の方の様子も分かる、あるいはオンライン上で、アプリケーション上でアドバイスしたり、自分の体験を表現したり、それについてお互いにコメントを出し合ったり、そういったアプリケーションを使用しながら自律学習を促す。あるいは教室がないときも相互の交流を、一人じゃないよという、仲間がいるよという気持ちを持っていただけるような、そんな部分での工夫をしてまいりました。

以上です。お答えになっていましたでしょうか。

○山口委員

大変すばらしい取組をなさっているなど改めて感じました。ありがとうございます。

○浜田主査

ありがとうございます。では、そのほかいかがでしょうか。是川委員、お願いいたします。

○是川委員

浜松市さんと山梨県さんに質問です。それぞれ日本語教育を実際にされる際に実施主体として委託先、今御説明があったように委託先を選定されて進められているかと思いますが。そういった際、例えば山梨県さんの場合はユニタス日本語学校さんをお願いするに当たってどういう形で委託先の選定を行ったのか。というのは、具体的には、一つにはどういう契約、一般競争入札でフラットに事業計画を公示して、手を挙げてくださったのがこちらであったということなのか。あるいは選定の段階で随契とか、あらかじめある程度狙いを付けて、こういうところであれば多分実施できるだろうというような形で検討されて、そういった中で例えば日本語学校なのか地域のNPOとかなのか、そういった選定をどういった形で行われたのかという点についてお伺いしたいと思います。

同じ点については浜松市さんについてもそうで、こちらは資料を拝見しますと、実施主体はいずれのNPOや非営利団体、静岡県ベトナム人協会ということで多分NPOなんだと思いますが、逆にこちらの場合、日本語学校が一者も入っていないのは、要するに入札とかではなく、こういったところにあらかじめ相談して委託を随契のような形でされたのか。そういった点について教えていただければと思います。

質問の趣旨としては、どうしてこういう質問をするかといいますと、やはりここまでも議論されてきた中で、日本語プロフェッショナル、エキスパティーズを持った日本語教師の養成という中で、やはり実際問題として日本語教師の方が一番働いていらっしゃるのが日本語学校なわけですから、

ある意味、そこがこういった場にどう関わってくるか、制度的に可能なのか。そういった点については今の直前の質問とも関連しますが、すごく重要な点かなと思って伺います。

○浜田主査

先に山梨県からお答えを頂いてよろしいでしょうか。委託先の選定についてでございます。

○山梨県（小宮山氏）

山梨県では令和2年度から本事業を開始したのですが、資料の7の山梨県の日本語教育連携体制の一番下の米印のところ、選定方法につきましては、委託事業者は専門的知識を有する人材を擁する事業者をプロポーザル方式によって毎年度選定しております。初年度につきましては4者出てきたのですが、外国人の支援団体とか日本語教育の日本語教室等4者なのですが、あと県外とですね。

ただ、事情から申しまして、本県の日本語学校は国中にユニタス日本語学校が大きくありまして、あと郡内という富士吉田の方に1個あります。やはり地域性とか、体系的な地域に根差した教育をやっているという観点で、ユニタスさんが実績という形で今まで多くの山梨県民、留学生等に日本語教育という形で接してきましたので、プロポーザルの結果、ユニタスさんを選定いたしました。

あと2年目、令和3年度はプロポーザルをやったのですが1者という形です。本県はやはり日本語学校が首都圏に比べて少ない形で、割とやはり地域に根差している中心的なところがユニタスさんという形ですので、あまり他県さんにはないような状況だとは思いますが。そういう形でユニタスさんに今、委託している状況になります。

○浜田主査

ありがとうございます。それでは浜松市はいかがでしょう。

○浜松市（古橋氏）

私からお答えいたします。契約方法に関しましては一者特命の随契になりまして、協会へ委託しております。理由といたしましては、もう30年以上第一線で日本語教育をやってきていただいていますし、今日御説明したとおり、ほとんど毎日、月曜日から土曜日まで実はやっています、これだけのプログラムを実施できる団体、人材をそろえているところは協会しかございませんので、そういった理由等から協会へ委託をしております。

実際、協働センターの日本語教室、NPOさんいわゆる市からだ再委託という形になるのですが、その点に関しましては、毎年度特に何か狙いを持っているわけではなくて、一斉に説明会をやった上で、手を挙げていただいたところから実際の提案書みたいなものを出していただいて、それを選定して、透明な形でしっかり委託、市からですと再委託の形態を取らせていただいております。

○浜田主査

ありがとうございます。是川委員、よろしいでしょうか。
そのほかいかがでしょうか。戸田委員、お願いいたします。

○戸田委員

すばらしい御発表をありがとうございました。私からは山梨県と浜松市にそれぞれ伺いたいのですが、どのような評価ツールや指標をもって日本語能力の伸長を測っているのかという点について伺いたしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○浜田主査

まず山梨県から評価ツールについてお願いできますか。

○山梨県（古屋氏）

私からお答えいたします。契約方法に関しましては一者特命の随意契約になりまして、浜松国際

交流協会へ委託しております。理由といたしましては、もう30年以上第一線で日本語教育をやっ
てきていただいていますし、今日御説明したとおり、市主催の日本語教室は毎日、月曜日から土曜
日まで開催しています。これだけのプログラムを確実に実施できる協働団体、人材をそろえている
ところは浜松国際交流協会しかございませんので、そういった理由等から委託をしております。

また、協働センターでの日本語教室はNPO等支援団体にいわゆる市からの再委託という形にな
るのですが、その点に関しましては、毎年度特定の団体をお願いしているわけではなくて、一斉に
説明会を実施した上で、手を挙げていただいた団体から実際の提案書などを提出していただいて、
それを選定して、透明な形でしっかり市から再委託の形態を取らせていただいております。

○浜田主査

ありがとうございます。では浜松市はいかがでしょう。

○浜松市（内山氏）

御質問ありがとうございます。先ほどもちらっと触れたのですが、HAJACという浜松版日
本語コミュニケーション能力テストがありまして、それを開発したのですが、OPIを参考にして
おりまして、初級から中級くらいまでをかなり細分化したものとイメージしていただければいいか
と思います。コミュニケーションのCを取ってCなのですが、C0からC7までのレベルを分けてお
りまして、入る前にレベルチェックという形でチェックをし、それから終わるときにもう一回チェ
ックをして、必ず振り返りシートというものがセットで付きますので、そこで出てきたトピックご
とに、少しこの辺はこうだよ、もうこれをするよと1個上に上がるよということを、教師からフィ
ードバックをもらいながら評価をすることはしています。内容については教師同士で共有して、参考
にしているということをしています。

○戸田委員

ありがとうございます。

○浜田主査

AJALTの方も評価についてかなり丁寧にCandoを使いながらされているということ
ですが、何か評価のことについて追加で教えていただけることはありますでしょうか。特に学校教
育に慣れていない学習者もいる中で、自己評価も一緒にやっていくようなことでいろいろ工夫され
ていることもあるかなと思うのですが、いかがでしょうか。

○国際日本語普及協会（宮下氏）

先ほど御紹介しましたRHQの評価基準ですが、これはもちろん教師は教師としての評価を行っ
ているのですが、それを学習者に示すことはしていません。あくまでもこの評価基準は学習者が
自己評価をするためのものということで、学習者が理解しやすいように、センターの学習内容に
沿って学習して学習したことが自分は出来たのか出来なかったのかということの評価出来る形に
しています。

また、この評価活動はクラスメートとの教室活動として行っていると申し上げましたが、例えば
自分が一緒に勉強しているクラスメートがあるCando項目が「できる」と評価したが、自分
はどうなのだろうかというように。別にクラスメートと比べるというのではないのですが、その
ようなことも学習者はいろいろ加味しながら自分のレベルがどの辺りだろうかということの評価
として出しています。

ただ、中には過大評価や過小評価をする学習者が当然出てきますので、その場合にはいろいろ具体
例を示したり、実際にタスクを試してみたりした後で、さあそれではどうだろうか、もう一度学習者
の評価を促す形を取っています。

○浜田主査

地域での日本語教育の評価の在り方について非常に示唆的な御意見だったと思います。ありが
とうございます。

本当はまだまだ多分御意見はおありかと思いますが、時間の関係でひとまずここまでとさせて

いただきたいと思います。三つの発表をしてくださいました皆様方、報告書の取りまとめについて大きな力を頂いたと思っております。どうもありがとうございました。

最後に、「日本語教育の参照枠」補遺版の検討に関するワーキンググループの審議の状況についてワーキンググループ座長の島田委員に御報告をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○島田副主査

今年度設置されました「日本語教育の参照枠」補遺版の検討に関するワーキンググループの審議状況について御報告いたします。

本ワーキンググループにつきましては今年度5回の審議を予定しており、6月10日に第1回を開催いたしました。第1回の審議の内容と今後の審議予定について御説明いたします。配布資料6「『日本語教育の参照枠』補遺版の検討に関するワーキンググループの進め方」を御覧ください。

まずは経緯と目的から簡単に御説明いたします。国内外の日本語学習者が日本語の習得段階に応じて求められる日本語教育の内容及び方法を明らかにし、外国人が適切な日本語教育を受けられ、評価できるようにすることを目的として、「日本語教育の参照枠」最終報告を令和3年10月に国語分科会において取りまとめが行われました。また、「日本語教育の参照枠」の活用に関するワーキンググループにて、「『日本語教育の参照枠』の活用のための手引き」の取りまとめを行いました。

これに続きまして、本ワーキンググループでは、ヨーロッパ言語共通参照枠、CEFRの補遺版で示された言語能力記述文、Can do等を日本語教育の文脈においてどのように扱っていくのかについて検討し、「日本語教育の参照枠」補遺版について検討を行うことを目的としております。

検討事項については次の三つを予定しております。1、補遺版で新たに設置されたレベル、Pre-A1について。2、補遺版で説明が追加されたレベル、A2.2、B1.2、B2.2について。3、補遺版で新たに示された言語能力記述文、Can doについて。

次に、審議スケジュールについて御説明いたします。本ワーキンググループは令和4年度、令和5年度の2年間の審議を予定しております。令和4年度はヒアリングを基に審議を進めていく予定です。第1回につきましては、主に就労者に対する日本語能力の判定、及び外国語教育におけるCEFR-CVの受容についてのヒアリングを行った上で、CEFR-CVの日本語教育への文脈化についての審議を行いました。その際には、補遺版の検討を行う上で整理すべき論点が幾つか挙がりました。具体的な論点として本日はその中から三つ御提示いたします。

一つ目は、CEFR補遺版では「やりとり」の言語活動としてオンラインでのやりとりの能力記述文が追加されましたが、生活や就労と留学の分野では、達成する課題の内容や性質との関係において翻訳ツールをどのように活用するかということも推奨される場合もありますし、そうではない場合もあるため、能力記述文としてそのようなツールの活用をどのように示していくのかということが一点。

また、CEFRが示す「仲介」などの新たに示された概念や能力記述文を、これまでの言語活動の分類や、類似する概念や、一般能力との関係の中でどのように整理していくのか。

さらに、CEFR補遺版の文脈化のプロセスにより、これまで「日本語教育の参照枠」の活用においても取り上げられることが多かった活動Can doだけではなく、課題の達成に関わる方略などのCan doや言語能力以外の能力にも光を当てることが出来るのではないかとといった論点が挙げられました。

これらの点については引き続き審議を進めてまいりたいと思います。

第2回以降は欧州をはじめとする諸外国におけるCEFR・CEFR-CVの受容、教員養成とCEFR・CEFR-CVなどの内容についてのヒアリングを予定しており、それを基にCEFR-CVの諸概念の整理、学習活動の事例の提示などについての審議を予定しております。そして、今年度の終わりには、「日本語教育の参照枠」補遺版を編集する上での課題の洗い出しと整理を行いたいと考えております。

続きまして、翌令和5年度も審議を継続する予定でございます。2年目からは「日本語教育の参照枠」補遺版の取りまとめに向けた具体的な検討を進めつつ、「日本語教育の参照枠」補遺版の

執筆を進めていきたいと考えております。

以上が「日本語教育の参照枠」補遺版の検討に関するワーキンググループの報告となります。

○浜田主査

ありがとうございました。現在、「日本語教育の参照枠」についていろいろな御意見も頂いているところですが、今回の補遺版の検討を通じまして、そういったいろいろな御意見にも応えていきつつ、よりよい「参照枠」を完成させていただきたいと思っております。よろしくお願ひいたします。ただいまの御報告について、何か御意見、御発言等がございますか。村田委員、お願ひいたします。

○村田委員

5回にわたって審議をされる途中で報告が出てくると思うのですが、その中でCEFRのCVについて言及されると思います。現在、一般の方々がCVの和訳を読みたいと思ったとき、どういう形で読めるのかをお教えいただきたいと思ひます。それから、いろいろなところにヒアリングをされるのは大変結構だと思うのですが、こういうヒアリングでは、肯定派というのでしょうか、どちらかというとな積極的に活用している方々へのヒアリングが多いのではないかとお願ひしますが、批判的な見方をしてる方々からの意見も幅広く吸収された方がよいのではないかと感じました。

○浜田主査

ありがとうございます。前半の日本語版について、島田座長、いかがでしょうか。

○島田副主査

日本語版に関しましては、まだ翻訳されたものが正式に出版されてはおりませんので、今の段階では一般の方が日本語で翻訳されたものを入手するような段階ではないと理解しておりますが。何か事務局、補足はありますでしょうか。

○松井日本語教育調査官

御説明のとおりでよろしいかと思ひます。

○浜田主査

後半の、誰にヒアリングをするかということについては、是非事務局でも御検討いただきたいと思ひます。

皆様、どうもありがとうございました。残念ですが時間となってしまいました。まだまだ御意見はありかと思ひますが、今回の日本語教育小委員会につきましてはこれで閉会とさせていただきますと思ひます。事務局に連絡事項があればお願ひしたいと思ひます。

○増田日本語教育調査官

参考資料1に今期のスケジュールを記載しておりますとおり、次回の第113回日本語教育小委員会は8月22日、月曜日、午後1時から開催いたします。また、「日本語教育の参照枠」補遺版の検討に関するワーキンググループの第2回は7月15日、金曜日、午後3時から開催いたします。皆様、御出席のほど、よろしくお願ひいたします。

お願ひがござひます。配布資料1、前回の議事録案の確認でござひます。こちらは委員の皆様にご確認いただきまして、修正点がござひましたら、1週間以内を大体のめどで事務局まで修正箇所を御指摘いただきたいと思ひます。もし修正がないということであれば、浜田主査の承認をもって公開とさせていただきますと思ひます。よろしくお願ひいたします。

○浜田主査

分かりました。皆様、議事録の確認をよろしくお願ひいたします。それでは、これで第112回日本語教育小委員会を閉会とさせていただきます。ありがとうございました。